

甲府市 ヤングケアラー支援方針

甲府市
令和5年2月

目次

➤ 支援方針作成の目的	3
➤ ヤングケアラーとは	4
➤ ヤングケアラーに係る国・県の動向	6
➤ ヤングケアラーの実態について	7
➤ ヤングケアラーの支援における課題	10
➤ 支援方針における基本的な考え	12
➤ 支援の方針	13
①社会的理解の促進	13
②ヤングケアラーの早期発見	15
③連携による支援と庁内推進体制の整備	18
④実態に応じた支援の継続	19
➤ 支援における留意点	20

支援方針作成の目的

本市では、子ども未来応援条例を制定し、子どもたちが自ら夢や希望に向かい、いきいきと自分らしく健やかに成長する環境を整備する中で、未来を担う社会の一員として自立することを応援しています。

こうした中、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があるヤングケアラーについては、全国的に関心が高まっている問題であり、本市でも、その支援強化は喫緊に取り組むべき課題と考えています。

現在、ヤングケアラーの対応については、ヤングケアラーが置かれている状況に応じ、学校・子ども・福祉部門など、関係部署等が必要に応じて連携した対応を図っていますが、その一方で、ヤングケアラーの定義などについては、様々な解釈や考え方があることも事実です。

こうしたことから、「ヤングケアラー」への理解の促進や早期発見をはじめ、関係部署はもとより関係機関や団体との円滑な連携、支援体制の強化など、それぞれが共通認識を持った上で一体となり、適切かつ総合的な対応を図る中で、誰一人取り残すことなく年齢や成長過程に応じた子ども自身の成長を応援することを目的として、本市の支援方針を策定しました。

ヤングケアラーとは

1. ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、法律上の定義はありませんが、国の支援マニュアルでは、「一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども」としております。

本市においては、山梨県の支援ガイドラインと同様に、「本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行っており、子ども自身の権利が侵害されている18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子ども」をヤングケアラーと呼びます。

2. ヤングケアラーとは、例えばこのような状況の子どもたちです

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、学校生活に影響が出たり、こころやからだに影響が出るほど重い負担がかかっている場合には、すこし注意が必要です。



家事や幼いきょうだいの世話をしている



高齢の家族がいて、見守りや介護をしている



障がいや病気のある家族がいて、介助や看病をしている



家計を支えるため、放課後は働いている



通訳等により、家族の意思疎通を支えている

(イラスト ©一般社団法人日本ケアラー連盟)

3. 社会的背景

ヤングケアラーについては、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長する大切な時期に、重い責任や負担に繋がる状況が日常的となり、必要とされる教育や育ちへの深刻な影響を及ぼすことなどから、全国的にも大きな課題となっています。

◆原因や背景

- 少子高齢化や核家族化の進行により家庭内で介護等を担う人手が不足している
- ケアすることが当たり前の環境で、当事者は支援が必要だと認識していない など

◆子どもたちへの影響

- 友人と十分なコミュニケーションが取れずに孤独を感じる
- ケアについて話せる人がいなくて孤立してしまう
- 勉強する時間が不足し、学校の授業について行けなくなる
- 希望する進学や就職が難しい など

家族のお世話や手伝いをすること自体は本来、素晴らしい行為ですが、それが年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を伴うものであれば、本人の成育や学業への影響が懸念され、そのような状況に置かれている子どもたちへの対応が必要です。

ヤングケアラーに係る国・県の動向

〈国の動き〉

- 全国規模で初めてのヤングケアラーの実態調査が、中学2年生、全日制高校2年生を対象に実施され、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもが、中学2年生で5.7%(およそ17人に1人)、高校2年生で4.1%(およそ24人に1人)いることや、中・高校生の8割以上が「ヤングケアラーという言葉聞いたことがない」ことが明らかとなった。(令和2年12月)
- 調査結果から今後取り組むべき施策については、ヤングケアラーの「早期発見・把握」「関係機関が連携した支援策の推進」とともに、「社会的認知度の向上」として、2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」としている。

〈山梨県の動き〉

- 関係機関が連携した包括的な仕組みづくりの検討などを行うため、ヤングケアラー支援者や外部有識者で構成する「ヤングケアラー支援ネットワーク会議」を設置した。(令和3年9月)
- ヤングケアラー及びその家族への支援を推進するため、関係機関及び関係者が連携し、ヤングケアラーの早期発見や必要な支援につなげていくことを共通認識とするために、ガイドラインを策定した。(令和3年12月)
- 山梨県総合教育センター内に新たにヤングケアラーの相談にも対応する「相談支援センター」を設置した。(令和4年4月)
- 県内のヤングケアラーの実態や、子ども、保護者、一般県民の意識等の把握、支援者のヤングケアラーの支援の状況を把握するため、令和3年度、令和4年度に、ヤングケアラー実態調査(次ページ参照)を実施した。

ヤングケアラーの実態について (山梨県ヤングケアラー実態調査)

令和4年7月から10月にかけて山梨県が実施した「ヤングケアラー」に関する実態調査における、子ども、保護者、一般県民調査結果の抜粋です。

子ども調査 対象者：県内の小学校6年生、中・高校生の全学年

保護者調査 対象者：県内の小学校6年生、中・高校生の全学年の保護者

一般県民調査 対象者：モニター調査会社に登録している県内在住の方、県政モニターに登録している方

1 「ヤングケアラー」の認知状況

令和4年度実施：「ヤングケアラー」の認知状況 (%)

子ども調査	・聞いたことあり ・内容も知っている	・聞いたことあり ・内容はよく知らない	・聞いたことなし	無回答
子ども（全体）	55.4	30.4	13.7	0.5
小学生	34.0	32.0	33.5	0.5
中学生	56.7	31.0	12.0	0.3
高校生（全日制）	65.0	28.5	5.9	0.6
高校生（定時制）	56.0	33.6	8.6	1.8
高校生（通信制）	41.7	29.2	20.8	8.3
保護者	82.7	13.4	3.8	0.1
一般県民	58.5	24.8	16.7	0.0
県政モニター	70.8	22.7	6.5	0.0

- ヤングケアラーの内容についても「知っている」と回答した子どもの割合は、小学生では約3割程度ですが、中学生以上では半数以上が理解し、全体でも55.4%と半数を超えており、認知度は高くなっています。
- 保護者や一般県民、県政モニターにおいても、内容についても「知っている」人が約6～8割と認知度は高くなっています。
- 全般的に認知度は高くなっていますが、内容まで「よく知らない」人の割合も保護者以外はやや高く、これらの人に対する理解促進の取組が必要となります。

2 現在、悩んだり困っていること（学校種別）

令和4年度実施：現在、悩んだり困っていること（複数回答）

(%)

子ども調査	全体数	友人関係	勉強（成績）	将来の夢や進路	部活動	塾や習い事	学費等の集金	家計	（家族と自分の関係） 家族	（両親が不仲） 家族	（家族が病気や障がい） 家族	自分の時間が少ない	特にない	その他	無回答
全体	28,179	14.5	40.2	35.9	9.6	1.4	2.1	2.1	4.9	3.7	1.2	3.9	40.4	0.7	2.0
小学生	4,714	15.5	18.4	20.0	4.7	1.8	1.1	1.7	5.2	3.7	1.4	2.9	58.0	1.3	2.5
中学生	13,989	16.2	45.0	35.0	9.6	1.8	1.3	1.8	5.2	3.9	1.2	3.4	39.0	0.6	2.3
高校生（全日制）	8,769	11.4	44.8	45.3	12.5	0.7	3.5	2.5	4.0	3.3	1.0	5.0	33.3	0.4	1.1
高校生（定時制）	605	13.9	34.7	46.6	7.1	1.2	6.8	5.5	7.1	4.5	2.8	5.5	36.5	1.3	1.2
高校生（通信制）	24	20.8	41.7	58.3	12.5	8.3	12.5	12.5	12.5	8.3	12.5	16.7	25.0	0.0	8.3

※全体には、学年不明が含まれる

- 年齢が進むにつれて、将来の夢や進路に対して悩む割合が高くなっています。
- 年齢が進むにつれて、悩みごとが特にない割合が減少しています。（悩みごとが増えています）

3 現在、悩んだり困っていること （「ヤングケアラー」「ヤングケアラーと思われる子ども」別）

令和4年度実施：現在、悩んだり困っていること（複数回答） (%)

子ども調査	回答者数	全体数に対する割合	友人関係	勉強（成績）	将来の夢や進路	部活動	塾や習い事	学費等の集金	家計	（家族と自分の関係）	（家族が不仲）	（家族が病気や障がい）	自分の時間が少ない	特にない	その他	無回答
①ヤングケアラー	237	0.8	19.4	46.8	42.2	15.6	6.3	7.6	11.4	18.1	13.9	12.2	11.8	29.1	0.8	1.7
②ヤングケアラーと思われる子ども	780	2.8	38.8	64.2	60.9	21.4	7.2	11.5	13.3	50.5	38.5	16.0	35.9	1.4	0.0	0.0
③ヤングケアラーではない子ども	26,830	95.2	13.8	39.7	35.4	9.3	1.2	1.8	1.7	3.4	2.6	0.7	2.9	41.5	0.7	1.9

全体数（28,179）※全体数は、調査における有効回答者数

- ①ヤングケアラーに「当てはまる」と回答した子ども
- ②ヤングケアラーかどうか「わからない」と回答した子どものうち、「家族に関する何らかの悩み」もしくは「自分の時間が少ない」を選んだ子ども
- ③ヤングケアラーに「当てはまらない」と回答した子ども

- ①ヤングケアラーに「当てはまる」と回答した子どもの割合は、全体の0.8%となっています。
- ②ヤングケアラーかどうか「わからない」と回答した子どものうち、「家族に関する何らかの悩み」もしくは「自分の時間が少ない」を選んだ子どもの割合は、全体の2.8%となっています。
- ヤングケアラーの対象(①+②)となる子どもは、全体で3.6%およそ28人に1人の割合となっています。
- ヤングケアラーの対象(①+②)となる子どもは、家族に対する悩みがヤングケアラーに当てはまらない子どもと比較して極端に高く、自分の時間が少ない割合も高くなっています。

ヤングケアラーの支援における課題

山梨県が実施したヤングケアラーの実態に関する調査結果や、国等が実施・公表している調査研究結果を整理する中で、ヤングケアラーの支援について次の事項を課題とします。

①社会的理解の促進

ヤングケアラーへの支援を進めていくためには、社会全体がヤングケアラーへの理解を深めることが大切です。子どもの中には、家族のお世話をしているものの、現状が当たり前だと思っているなど、自分がヤングケアラーであることを認識していない可能性があります。また、大人については、ヤングケアラーという言葉の認識はあるものの、内容については、認識されていない方もいます。

ヤングケアラーに対する支援を推進していくためには、ヤングケアラー本人や家族とともに、周囲の大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、支援につなげることなどが重要なため、ヤングケアラーの社会的認知度を更に向上させていくことが必要です。

②ヤングケアラーの早期発見

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、子どもがお世話を担っているかについて、家族以外が実態を把握することは容易ではないことや、本人や家族に自覚がないことなどから、表面化しにくいことが問題となります。

こうしたことから、児童生徒と接する機会の多い学校現場での早期発見に努める中で、教育・子ども・福祉といった様々な部門が連携し、潜在化しがちなヤングケアラーの実態を把握することが重要であるとともに、ヤングケアラー本人や家族、周囲の大人が相談しやすい環境整備が必要です。

③支援体制の推進

本人や家族・家族以外からの相談または発見の連絡を受けた場合には、ヤングケアラー本人と日頃接する機会の多い学校などの関係者を通じて、対話による状況把握を行い、本人の意向を尊重しつつ、支援・見守りなどについて検討することが必要です。

その中で、ヤングケアラーにおける問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があることから、教育・子ども・福祉といった様々な部門や関係機関等が連携し、ヤングケアラーの置かれた状況のもと、適切な支援につなげることが必要です。

④支援の継続性

令和4年6月に成立した改正児童福祉法では、自立支援を受けられる原則18歳までの年齢上限を撤廃し、一定の年齢に達したことで支援が終結するのではなく、支援の必要性での観点が大切であるとしました。

このことから、大学等への進学や就職に向けてケアが必要な家族との関係に悩むヤングケアラーの年齢を超えた青年期に入ったケアラーについても、社会的な自立に向けた相談支援が必要です。

支援方針における基本的な考え

本市においては、令和2年3月に「子ども未来応援条例」を制定し、子どもがいきいきと自分らしく健やかに成長し、社会の一員として自立することを応援するための基本理念を定め、子どもに関わる全ての大人が連携・協働することにより、子どもの育ちを支える取組を推進し、未来を担っていく子どもの成長を応援する社会の実現を図ることとしております。

こうした理念のもと、課題である「社会的認知度の向上」「ヤングケアラーの早期発見」「支援体制の推進」「支援の継続性」について、ヤングケアラーがおかれている状況が様々であることを踏まえる中で、教育、子ども、福祉などが実施している支援が行き届くよう、包括的な対応を行います。

また、山梨県をはじめ、各関係部署が関連する機関等との連携により、ヤングケアラーの適切な支援に繋いでいきます。

なお、将来を担う社会の一員として自立するための支援としては、支援を必要とする対象年齢を、ヤングケアラーとして一律18歳で区切るのではなく、青年期に入ったケアラーについても、状況に応じた切れ目のない相談体制を構築し支援を行います。

支援方針 ①社会的理解の促進

ヤングケアラーは、本人や家族に自覚がないことや、自らサポートを求めることも難しい場合が多いことから、ヤングケアラーに対する社会的認知度を向上させ、正しい知識や理解のもと、周りの大人がヤングケアラーに気づき、見守りや声をかけるなど、早期発見により支援につなげることが重要です。

- ◆子どもから大人までがヤングケアラーに対して偏見なく、より正しく理解をすることで、「子どもが気軽に相談できる環境」や「周りにいる大人のヤングケアラーの状況への気づき」などにつながる社会環境を整えるため、国や県と連携し、ヤングケアラーについて、わかりやすい啓発を行うなど社会的理解を促進させ、地域全体で支援していくという意識の醸成を図ります。
- ◆甲府市子ども応援プラットフォームなどの関係団体等との連携を通じ、団体が持つネットワーク等を活用し、効果的にヤングケアラーの社会的理解の促進を図ります。
- ◆学校現場をはじめ、ヤングケアラーやその家族と接する機会のある関係部署の職員に対し、適切かつ総合的な支援に対する共通理解を図るための研修を実施し、ヤングケアラーの発見から支援へのつなぎ等に対する理解促進と人材育成を図ります。

《参考》

ヤングケアラーの社会的理解の促進が必要な理由

ヤングケアラーが表面化しない主な要因	
ヤングケアラー本人	周りの大人
<ul style="list-style-type: none">● 自覚がない<ul style="list-style-type: none">・ 家事などは自分の役割だと思っている・ 家族の手伝いや手助けは普通のこと● 家族の問題のため言いにくい（言わない）<ul style="list-style-type: none">・ 家族内で解決することと思っている・ 家族の役に立ちたいと思っている● 家族の状況を隠したい<ul style="list-style-type: none">・ 生活に困窮している状況・ 家族の病気などを知られたくない	<ul style="list-style-type: none">● お手伝いは良いことと思っている● 子どもが家族の事を手伝って当たり前と思っている<ul style="list-style-type: none">・ 親や祖父母の介護や兄妹のお世話・ 食事や洗濯など● 大人の思い込み<ul style="list-style-type: none">・ 子どもが率先してお手伝いをしている・ そもそも子どもが家事や家族のお世話をしていることがわかっていない (大人がやっているものと思っている)

ヤングケアラーの社会的理解の促進

子ども(本人)の気づき・周りの大人の気づき

子ども(本人) : 周りに相談できる環境

周りの大人 : 見守り、声かけ

必要な支援につながる可能性

支援方針 ②ヤングケアラーの早期発見

【学校現場】

児童生徒と接する機会の多い学校現場では、児童生徒の日常の観察や担任との面談などにより子どもの状況等の把握をしており、このことからヤングケアラーの早期発見について果たす役割は重要です。

- ◆教職員は、学校生活に関わる様々な機会において、ヤングケアラーの特性を踏まえる中で子ども本人や保護者と接し、家庭における子どもの状況に気づくことを基本としながらも、「登校することができない」「遅刻や早退が多い」など、学校生活に影響が出ている児童生徒をピックアップし、置かれている状況を確認し、早期発見に努めます。
- ◆児童生徒の状況に応じては、担任をはじめ、学年職員、養護教諭、生徒指導担当、スクールカウンセラーなどチームで状況を見守るとともに、心理的なケアや支援ができるよう体制を整えます。
- ◆児童生徒本人が「現在の状況をどう捉えているか、支援が必要であるか」をスクールソーシャルワーカーが中心となって確認し、本人の意向を尊重しつつ、状況に応じて保護者への働きかけを行うとともに、総合相談窓口への連絡や関係機関等との連携により、適切な支援や見守りにつなげます。

【子ども支援、福祉サービス部門など】

ヤングケアラーの発見については、ヤングケアラー本人やその家族に自覚がないことが問題となることから、子ども支援や福祉サービス部門などの業務に携わる職員等が、子どもの状況や、誰がケアの担い手になっているかを把握するなど、ヤングケアラーを発見しうる立場にいることを認識することが必要です。

- ◆子ども支援サービスや福祉サービスなどの日々の業務を通じて、サービス対象者やその家族の子どもには、「ヤングケアラーがいる可能性があることを想定」する中で、子どものサインを見逃さないように業務に取り組むとともに、関係機関とも連携し、状況把握と早期発見に努めます。
- ◆ヤングケアラーの可能性があるとと思われるときは、子ども本人が「現在の状況をどう捉えているか、支援が必要であるか」を確認し、本人の意向を尊重しつつ、総合相談窓口への連絡や関係機関等との連携により、適切な支援や見守りにつなげます。

《参考》

ヤングケアラーに気づくきっかけ
(ヤングケアラーがいる可能性があることを想定)

- | |
|-------------------------------|
| ・ 家族の介護・介助をしている姿を見かける |
| ・ 学校がある時間に学校以外で姿を見かける |
| ・ 家庭訪問時や来所相談時に常に近く(そば)にいる |
| ・ 家族の付き添いをしている姿を見かける |
| ・ 幼い兄妹の送迎をしていることを見かける |
| ・ ヤングケアラー本人の洋服が汚れている。洗濯をしていない |

【相談しやすい窓口の設置】

現在、本市における、子どもや青少年の相談窓口としては、子ども相談センター「おひさま」における、妊娠、出産から18歳未満の子どもに関する様々な相談などへの対応とともに、青少年相談室において、青少年特有の悩みや問題行動などについて対応しています。

一方で、ヤングケアラーについては、支援が必要であっても表面化しにくく、具体的な支援等に結び付けるためには、本人や家族・家族以外からの相談を含め、相談を受け付ける窓口を明確にすることが効果的です。

- ◆子どもと青少年に対する二か所の相談窓口の一元化を図り、新たに総合相談窓口を設置することにより、「乳幼児期から青年期に至るまで切れ目なく」、そして「より分かりやすく相談しやすい窓口」として相談機能の進化・充実を図る中で、子どもの将来に向けて包括的に支援します。
- ◆総合相談窓口を中心に、学校をはじめ、(仮称)児童生徒支援センターや子育て世代包括支援センター、関係機関などと連携した情報の集約により、子どもから若者、その家族など個々の状況に応じた相談支援を総合的に行います。
- ◆総合相談窓口の存在を知らないことにより、支援につながらないことがないよう、窓口の周知に努めます。

支援方針

③連携による支援と庁内推進体制の整備

ヤングケアラーが生じる原因は、経済的困窮や介護、家族の病気や障がいなど、様々な問題が複合的に絡み合い、本来家事などを担うべき大人が担っていないことが原因となっています。

この状態の緩和や解消に向けては、関係部署が連携し、ヤングケアラーへの支援に加え、原因となっている家族などへの働きかけとともに、適切な支援につなげることが必要です。

- ◆総合相談窓口が中心的役割となり、ヤングケアラーが置かれている状況に応じて、関係部署や関係機関が一体となって、適切かつ総合的な対応を図ります。
- ◆「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置などにより、専門的な見地から、適切な支援などに円滑につなげます。
- ◆複合的なヤングケアラー問題に対し一体的に対応を図るため、教育、子ども、福祉部門等で構成する総合的な庁内推進体制を整備し、ヤングケアラー支援をさらに強化します。
- ◆関係部署の連携以外においても、日頃から地域住民の様々な相談に応じている民生委員・児童委員及び主任児童員との連携や、地域の子どもたちのよりどころとなっている子ども食堂や学習支援施設など、関係団体等と連携しながら社会全体で子どもたちを支えます。

支援方針

④実態に応じた支援の継続

ケアが必要な家族との関係に悩むなど、ヤングケアラーの問題が解消せず青年期に入ったケアラーの中には、同世代の友達などが将来に向けて歩んでいる姿を目の当たりにし、違和感や焦燥感を持つことが多いとされています。

「こども輝くまち」を掲げ、子どもの年齢や成長過程に応じた、子ども自身の成長や自立を応援する本市の支援対象の捉え方としては、大学等への進学や就職などに向けてケアが必要な家族との関係に悩む青年期に入ったケアラーについても、社会的な自立に向けた支援が必要と考えています。

- ◆ヤングケアラーの問題が解消せず大学等への進学や就職などへの影響が懸念される青年期に入ったケアラーについても、実態に応じて切れ目なく、継続して支援を行います。

支援における留意点

ヤングケアラーの支援を行う際は、本人や家族の意思を踏まえた支援を行うことが大切とされており、ヤングケアラーがおかれている多様な状況や、ヤングケアラー自身の認識や思いが様々であることを理解することが重要となります。

1 「ヤングケアラー」であることを多くの子どもやその家族等は認識していない

- ・支援の必要性を認識していない場合、外部の人や機関が家庭内の事情に関わることに抵抗感を持つことがある。
- ・子ども自身が自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう向き合うことから始める必要がある。
- ・子どもに「話さなければよかった」と思わせてしまうことのないよう十分に留意する。

2 ケアを担っていることを否定しない

- ・ヤングケアラーは、自分がケアをすることが当たり前だと考えていたり、周囲の期待に応えるためにケアを行っている場合があるため、ケアを行っていること自体を否定したり、過度に評価しない。
- ・本人の状況を認めただうえで、「助けを求めて良い」「自分の人生を生きて良い」ことを伝え、他の選択肢もあることを示すことが重要である。

3 ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮

- ・支援を受けることの必要性は理解・納得していても、支援を受けることへの抵抗感や恥ずかしさを感じる子どももいる。
- ・支援が必要である、支援を受けなくてはならない家庭環境を周囲に知られたくない子どももいる。
- ・ヤングケアラーに関する相談対応や支援にあたっては、子ども自身やその家族が周囲から偏見をもたれないよう十分な配慮が必要。

4 子ども扱いしない

- ・ヤングケアラーの子どもに家族の障がいや病気について教えることを控えることがあるが、ヤングケアラーの子どもは家族のケアを担っている分、同年齢の子どもと比較して、責任感や理解力を持っており、家族の状況を分かりやすく伝えること等も重要である。
- ・家族の病状等だけでなく、利用できる福祉サービスの情報等、子どもが知らない情報を提供することで、ヤングケアラーの負担軽減につながる可能性もある。

5 子どもに対するメンタル面でのサポート

- ・ヤングケアラーの子どもと接する際は、「家族の状況やケアをしていることについて誰かに話せているか」、「本人が相談できる相手や理解してくれると思われる相手が近くにいるか」を確認する。
- ・支援を受けることで、ケアから解放されたりケアが軽減されることに罪悪感を抱いてしまう場合も多く、ケアが不要となった喪失感や無力感等から、将来についての考えを見失ってしまうこともある。
- ・ヤングケアラーの子どもは、支援を受けることより、自分の今の状況を知ってもらいたいと考えているケースも多く、子どもの話に耳を傾けることも重要である。

6 子ども自身を必要な支援につなぐ

- ・家族等へサービスを提供することにより子どものケアの解消や軽減を図るだけでなく、子ども自身に支援が必要な場合、関係機関につなぐ必要がある。

7 家族システムの調整

- ・ヤングケアラーがいる家庭は、子どもがお世話をすることで家庭のバランスが取れている状態であり、ヤングケアラーが抜けられない家族システムとなっているため、ヤングケアラーの支援においては家族システムの調整が必要である。
- ・ヤングケアラー自身が家族に知られたくないと思っているケースもあり、家族に対する直接的なアプローチが困難な場合もある。ヤングケアラーが担っているケアをサービスにつなぐためには、ケアを受けている側の理解と納得も必要である。